不利益処分の処分基準

処分の内容		社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止の命令
根拠法令及び条項		社会福祉法第５６条第７項
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定 （法令の規定により基準が言い尽くされているため）
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）